

政務調査費調査等報告書

- 1 事業名 研修事業
- ① 全国ローカルマニフェスト大会参加
 - ② 自治体トップフォーラム参加
 - ③ 全国地方公共団体インターネットシンポジウム参加
- 2 事業内容
- ① 全国ローカルマニフェスト大会参加
福島町議会が実践してきた『開かれた議会』づくりについて
全国ローカルマニフェスト大会に参加して、その状況を調査した。
 - ② 自治体トップフォーラム参加
《第2期分権改革の意義と実践への道筋》と題して早稲田大学
大学院の北川正恭氏ほかのフォーラムに参加した。
 - ③ 全国地方公共団体インターネットシンポジウム参加
地方公共団体のインターネット活用についての取組みについ
て、講演会に参加しその状況について調査研究した。
- 3 成果 考察については別添のとおり

注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

視察の研修考察

氏名 佐藤卓也

○視察事項 マニフェスト大賞 最優秀成果賞受賞

北海道福島町議会が、『開かれた議会』を目指して平成11年から進めている改革が評価され、マニフェスト大賞の最優秀成果賞に選ばれました。これまでやってきたことは、①議会・議員の自己評価の充実 ②1円から領収書をつけた政務調査費の導入 ③夜間議会の開催 ④町議会選挙の平日投票 ⑤初議会の土曜日開催 ⑥特別委員会における業者のコンペ風説明会の実施 ⑦傍聴規則の改正で一般傍聴者による写真撮影・録音可能 ⑧議員定数を2減らし、議員報酬も13万1千円まで下げる。等々です。

今後、地方政府ができるにあたって、今の行政に対する議会の立場はあまりにも遅れています。町長も議員も同じ住民から選挙によって選ばれるのですから対等であるはずですが、これまでの議会の実質的な仕事は、地域・支持者への利益誘導や予算の分配に影響力を与えることでした。しかし、本来、議会の役割は『立法機関』であり、条例を作ることなのです。そういうことに気づき始めたとき初めて行政側も議会側も緊張感を持つのです。それが、『二元代表制』の本来の姿なのです。

今回、授賞式に参加して、『二元代表制』について私なりにいろいろな問題点が解決されました。一つは、私のこれまでの考えでは行政と議会が対等になるためには政策スタッフを抱えて議会の質を上げなければならないとっていたのです。政策スタッフを政務調査費で捻出している議会もあるようですが、今回、ある方から助言をいただいたのは、行政側の情報を議会も共有した方がいい、その方が経費もかからず済む。あとは、行政側から情報をもらう仕組みを考えればいだけだと。現実問題として議会が政策スタッフを増やすことは不可能ですので、その方が賢明なのかもしれません。もう一つの疑問点は、議会は行政と野党的な立場で対峙しなければならないのか、ということでした。しかし、現実には議員の間でも考えは異なるのですから、一概に行政側の提案に反対するわけにはいかないのです。ここは、やはり是々非々で対応すべきということが賢明策ではないかと言われました。3つ目の疑問点は、議員は行政の担当職員と異なり専門職ではないため十分な知識がないという欠点があります。そのため、議員の質の向上をはからなければならないのでは、ということでした。それは、当然議員ひとりひとりが勉強をしていかなければならないのですが、ある方からスウェーデンでは議員は専門的知識は特に必要ではなく、一般人の感覚が大切なんだよと言われ、なるほどそういうものかと思いました。裁判員制度も一般市民の感覚を重要視するもので、それと共通するのかもしれない。

今回、月5千円の『政務調査費』で視察・研修に行ったことは私にとっても大変実りの多いものでした。そして、今後私が学んだことを町民に還元していきたいと思っています。

視察の研修考察

氏名 佐藤卓也

○視察事項

第13回「自治体トップフォーラム」

①『第2期分権改革の意義と実践への道筋』 早大院教授 北川正恭氏

「官から民へ」「中央から地方へ」と盛んに言われてきた。しかし、「民」も「地方」も全く力を失ってしまっている。つまり、問われているのは、私たち自身の自立意識である。私たち自身が主役となって中央・地方政府を立て直さなければならない。これからは、中央集権国家から分権国家を作っていこうという時代である。政府の公式文書で、地方政府（正式には地方公共団体のはず）と明記されたということは、中央と地方は主従関係ではなく対等な関係になったということである。まちの職員はこれまで総務省や先例に基づいてものごとを決めてきたが、これは刑事訴追される可能性がある。職員は法律に基づいて仕事をするよう行政基本条例が必要であろう。また、まちづくり基本条例は行政が主導するのではなく、本来ならば議会が主導して作らなければならないはずである。憲法は権力者にしほりかけるものだから。これからの地方は、まちづくり基本条例があつて、議会基本条例があつて、そして行政基本条例があるべきである。そして、議会の役割は、監視機能のみではなく、政策立案機能、条例制定権、立法機能、議決権があるのであるから、首長よりも強くならなければならない。地域から、生活者起点で日本を洗濯（選択）しましょう。

②『変革する行政経営～改善習慣から革新軌道へ～』 早大院客員教授 岡本正耿氏

考えることは心理に左右される。勝者の心理（何か目的を持っている人）なら『なんとかしてやり遂げる』ために考える。平凡的心理なら『こんなものでいいだろう』と考える。敗者の心理なら『できっこない』と考える。業績の悪い会社は言葉の定義が曖昧である。定義されていないから、効果を考えずに繰り返したり、目的に合っていない無駄な作業を漫然と続けている。『～すべき』『アバウトの癖』『軽視思考』だと積極的に考えることができない。例えば「問題ない」「たいしたことじゃない」「難しい」「自分たちには無理」この4つの言葉で一生何もしないで過ごすことができる。手段（HOW）ではなく目的（WHAT）で、事実ではなく価値で部分ではなく全体で、規則ではなく原則で考えることが重要である。その他、管理の仕方、仕事の仕方、問題児の例、集団思考のプロセスを講義。帰ったら、「整理」とは、「整頓」とは、言葉は抽象的ですので定義してみてください。What do you say after “Hello”？

③『分権化時代の地域経営』 佐賀県知事 古川康氏

これまでは国から言われたことをやっていたらよかった。新しいことをやろうとすると他の自治体でやっているところがありますか？先例はありますかと言われる？これでは何もできない。誰かがやらなければならない。県政改革のキーワードは『県民協働』。CSO（市民社会組織）、大学、企業と対話しながら進める『協働化テスト』やすべての県民が、職場や家庭の他に何か1つ社会的役割を持つ『プラスワン運動』を進めている。県の仕事を民間にやらせる（アウトソーシング）。人を引っ張ってきて伸ばしてやる。そうすると民間企業が欲しがらる。そういう風に人を回す。お金は地方交付税で戻せるけど、佐賀県から都会に出て行った人は戻せない。人材をどう戻すか課題。文化施設は年末年始休みだったのを元旦からやることにした。料金は無料。有料にすると逆にコストがかかるから。私は新幹線を必要だと思う。自分に石を投げられるのは許すが、墓に石を投げられるのは嫌だ。将来についてどうか判断しなければならない。無駄な税金は良くない。これからの時代は、マニフェストと情報公開は標準装備。地方にあっても、世界を相手にしているところは元気が良い。明治時代、長野県諏訪ではウォールストリートジャーナルを読んでいた。佐賀県はアラブ諸国に牛肉を売りに行った。最初笑われたが、アラブ諸国が牛肉を食べないのではなく、先例がないから誰もやらなかっただけ。普通のことをやっていたら駄目だ。世界のどこかに富はある。最後は皇太子殿下に佐賀県の牛肉を献上したい。

④『分権改革に向けた基礎自治体からの提言』 山口県防府市長 松浦正人氏

第1次、第2次行政改革は自治省主導であった。今は自分たちの意志に基づいて第3次行政改革をしている。防府市は行革をどんどん進めていた。周りでは合併をするんだから余っているお金はどんどん使え、という声が多かった。平成の合併は100億円位の庁舎を作ろうというファックスが直前に入り、以前分かれたまちに庁舎を作るのに反対し決裂、振り落とされて今日がある。行革を進めたので、借金はどんどん減って起債は70億円減らし、基金は50億円を突破。健康体になってこれからいろんなことができる。しかし、第3回目の選挙では、中央からの天下り自民推薦候補に潰されそうになったが、松浦氏が圧勝した。第2期地方分権については、まず、東京一極化にメスを入れなければならない。まず、国自らが行政改革をしてから地方分権・道州制という話になるべき。国は外交と防衛くらい、国会議員は半分に減らすべき。

平成の合併は幻想。合併しなかった市町村はどうやって生き延びていくか。私は、『行政品質向上』をマニフェストに掲げて第3期市政に望んだ。「市制なんでも相談課」を作った。「地域相談員」として職員を地域に貼り付けている。5時15分から6時半まで課中を講師にセミナーを開いている。

視察の研修考察

氏名 佐藤卓也

○視察事項

全国地方公共団体インターネット・シンポジウム 「地方公共団体のインターネット活用」

I 基調講演『地方税の徴収対策の現状と課題』

総務省自治税務局税務企画官 寺崎秀俊氏

地方税（固定資産税、個人住民税）の滞納が増えている。平成14年度をピークに減少傾向にあるが、2兆円近い地方税の滞納がある。地方行政改革により地方税関係職員は減少傾向にあり、いったん滞納になった納税者は滞納が累積、最終的には不納欠損となる。対策として、非常勤の公務員の活用を提案したい。それと、徴収関係の業務にノウハウを有する民間事業者を活用する。民間業者の活用を通じて、納税者の利便性が向上する。例①コンビニエンスストア等における収納 ②マルチペイメントネットワークによる収納 ③クレジットカードによる地方税の納付 ④地方税の申告手続き等の電子化(eLTax) クレジットカードの手数料をどうするかという問題はある。民間業者によって電話による催促もできる。インターネット公売については、平成18年度33団体が平成19年度には37団体、市町村では71団体が152団体に拡大。効果があると聞いている。地方税の徴収滞納の情報を住民や議会にできる限り開示すべき。①徴収率（現年度分の徴収率） ②滞納状況 ③不納欠損状況 ④徴収コスト 地方税におけるコンプライアンスの確立に向け、納税環境の整備と徴収対策の強化に向けた地方団体の不断の努力が必要である。

II 特別講演『地方分権時代の税務行政』 慶応義塾大学教授 片山善博氏

1 地方分権と地方自治

日本は、重要な問題を議論する場合に言葉の定義をしっかりとしない。構造改革とはどんな意味だったのか。三位一体は、地方税、国庫支出金、地方交付税交付金の3つがセットで改革であるが、結果、しめしめと言う人とあーあーと言う人が出た。地方分権とは何か。地方自治は、団体自治（国家から独立）と住民自治（住民の意思と責任）がある。この2つがそろって初めて地方自治である。この2つの要素をより強化し改善する作業工程が地方分権改革である。

2 地方税制

団体自治とは国とは独立した自治体がものごとを決める。しかし、税制のほとんどを国が一方的に決め、自治体が決める分野がさほど多くない。住民自治はもっと重視されていない。今、話題になっているガソリン税は特定財源である。中央が全部決めて地方が決められない。道路を作るのかガソリンを下げるのかそのどっちかという議論になっているが、みんな中央に取り込まれていて、本当はこれが決まらないと予算が決められないから反対なのである。3月31日に

切れるのがわかっているのになぜ前に決めておかないのか。全く先見性がない。法律、省令、政令、通達すべて中央が決めている。今は通達が廃止されているのに通達が送り続けられている。おかしいのが、地方自治法にある直接請求権である。条例制定改廃の請求対象から「税条例」だけが除外されている。中央は、税は重要だから地方に任せられないと言うが、重要だから住民が決めるべきである。住民が愚かだからという愚民観がビルトインされている。

3 法人事業税

法人事業税は自治体が決められない。裁判を介して解決するのがこれからの地方分権のあり方である。昨年7月29日に参議院選挙で自民党が負けたのは、格差問題だけではなく、自民党の構造的な問題なのである。東京が景気が上向き、地方は景気が悪い、だから法人事業税を見直しましょうというのは違う。格差社会は昔からあった。格差社会は交付税問題である。東京から地方へ税を回すというのは悪である。自公税制大綱で決めているが、本来は国会が法律で決めることである。私は27歳で能代市の税務署長をやった。税金を徴収するのだから恨まれた。だから税は大切にしなければならない。年度の使い切りはいけない。悪い習慣はやめましょう。鳥取県では、一般会計が500億円で、150億円出た。予算は使うためにあるわけではない。最小の経費で最大の効果を上げるためにある。余ったら翌年度の予算に回すべき。

4 地方分権型税制

①国は税制の根幹のみ法律で規定し、細目は自治体が決定する仕組みにすること。②自治体が各年度の財政事情に応じて税率を調節する当たり前の仕組みにすること。③税の担当者は専門的知見と経験を持つ職員集団にすること。④議会は元々税を決めるところ。税条例は、北海道を除いてほとんどが先決処分になっているが禁止すること。自治体が税条例で選択・決定する範囲・内容を多くすること。議員の質を高くするための議会制度改革が急がれる。質問と答弁のすりあわせはやめること。互いに説得したり説得されたりして質を高めていかなければならない。

Ⅲ全国先進自治体紹介とパネルディスカッション

(1) 奈良県王子町「徴収対策について」 中野衛氏

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
現年度徴収率	96.6	98.2	99.0
滞納分徴収率	16.3 (5428万円)	56.1 (1億8192万円)	58.5 (9713万円)
合計徴収率	88.0	93.5	95.8
差押え件数	71	169	284

- ①徴収目標：現年度を滞納分より先にやる
- ②徴収を上げるためには相手の言い分を聞いて調書を作成。延滞金を徴収する。
- ③法に従って、やるべき仕事をやる
- ④払えない人と払える人を見極める
- ⑤払えるのに払わない人を放置する職務怠慢はやめる

(2)長崎県波佐見町「インターネット公売の取り組み」 澤田健一氏

①インターネット公売の導入経過

- 平成 17 年 10 月 30 日 公売研修（長崎県主催）
- 平成 17 年 12 月 9 日 公売研修（ヤフー主催）
- 平成 17 年 12 月 13 日 職員研修
- 平成 18 年 2 月 15 日 インターネット公売研修
- 平成 18 年 2 月 16 日～ネット公売契約までの条件整備
- 平成 18 年 3 月 15 日 インターネット公売システム利用手数料契約締結
- 平成 18 年 3 月 15 日 個人情報取り扱いに関する覚書締結
- 平成 18 年 3 月 16 日 先進地の長崎を視察
- 平成 18 年 3 月 17 日 2 滞納者宅を訪問し、9 点の物件を差し押さえ
- 平成 18 年 4 月 6 日 インターネット公売参加申込み開始

②インターネット公売の実績

年度	件数	最高価申込価格（税込）円	申込者数	入札者数	入札件数
18	102	3,125,077	1,199	413	1,166
19	191	6,694,748	4,560	1,244	3,820
合計	293	9,819,825	5,759	1,657	4,986

③今後の課題と戦略

- ・ 差押さえします、と言えるかどうか
- ・ 任意での提供では、貴金属等高価なものが出ない
- ・ 廃品回収業になってはならない
- ・ 相手が出したくない本当に価値があるものの差押
- ・ 官公庁オークションの中で目立！
- ・ ランキングを意識した公売
- ・ 落札後の丁寧な対応と物件発送のスピードアップ！
- ・ 写真撮影技術の向上と物件説明や写真コメントのインパクト性！
- ・ 九州地区は急激に増加している。 One more step! 13 回連続出品

(3)北海道夕張市「インターネット活用による公有財産売却」 畑山栄介氏

①財政再建の推進 職員 309 名（H18.4.1.）→153 名（H20.1.1）

人口 12,631 名（H19.4.1.現在）

②公有財産売却システム活用のねらい

- ・ 歳入確保
- ・ 不用品の管理事務の軽減
- ・ 分譲地売却による定住化の促進

③第 1 回インターネット公有財産売却結果

財産区分	登録数	落札件数	落札金額	入札数	最高落札額
土地	15	2	4,900,172	2	2,400,000
備品	14	12	1,080,000	44	800,000
物品（寄贈品）	99	99	3,022,105	731	401,000
合計	128	113	9,002,277	777	

④成果と今後の取り組み

- ・ 不用財産に向けた市職員の積極姿勢の醸成
- ・ インターネット活用による売却可能財産の範囲の飛躍的拡大を踏まえ、今後も積極的に売却を実施する
- ・ 市税滞納整理に伴うインターネット公売の検討

(4)宮崎県「インターネット活用による自動車税のクレジット収納」 宮本篤氏

- ・ 対象：自動車税
- ・ 納付方法：Yahoo! 公金支払い
- ・ 取扱いカード：VISA, Master
- ・ 収納スキーム：Yahoo が県の「指定代理納付者」
県→納税者に通知→インターネットで支払う
クレジット会社→Yahoo→県へ自動車立替払
- ・ 使用時間帯：昼はコンビニ、夜 19 時から 0 時台に約 4 割が利用
→インターネットにより利用者のライフスタイルに合わせた納税が可能になった。
- ・ 支払い状況：約 3 割が分割払い等
→利用者のニーズに合わせた支払い方法が可能になった
- ・ 納期内納付率：件数ベース 1. 2 %、納税ベース 1. 9 %の向上

(5)福井県「インターネット活用による寄付金制度」 小林弥生氏

①導入の課題Ⅰ

寄付に関する規定：

- ・ 民法第 2 章第 2 節贈与の規定が適用
- ・ 禁止に関する規定等
地方財政法 第 4 条の 5、第 27 条の 3
閣議決定 (S23.1.30)「官公庁における寄付金等の抑制について」
- ・ これまでの課題：寄付者の気持ち→・何に使われるかわからない
- ・ 自分の賛同する事業に使って欲しい
- ・ 寄付を使った事業の成果がわかりにくい
手続き→・窓口がわからない
- ・ 寄付の申請に県庁まで行かなければならない
⇒そこで、・寄付窓口を一本化 ・自宅で納付ができる仕組み
- ・ 納付方法の多様化 ・成果の公表
『Yahoo 公金支払い』クレジット納付の開始

②導入の課題Ⅱ

- ・ 寄付を活用する事業
- ・ 寄付者への誠意の表し方：パフォーマンスやポピュリズムに陥らない
- ・ 手数料：寄付者の選択肢を用意
- ・ 氏名・金額の公表：していない

③寄付のスキーム

寄付者→福井県へ寄付の申し出→納付者用番号をメールで送付

